

小規模保育事業等がさらに利用しやすく

3歳満了児童の認可保育施設優先選考の取り扱いについて

【小規模保育事業とは】

小規模保育事業は0～2歳児を対象とした、定員19名程度の比較的小さな施設です。

少人数のため、お子様に対してきめ細やかな保育ができることから、お子様の個性や成長段階に合わせ、安心して成長できる環境を提供することができます。

その一方で、3歳満了時に別の認可保育施設への転園を希望する場合、改めて入所申請をする必要があるため、保護者にとって「認可保育施設へ転園できないかもしれない」という不安がありました。

そうした不安を解消するため、これまでも郡山市では3歳満了児童が認可保育施設への転園を希望する際は、他の児童より優先度を上げるなどの取り扱いを実施してきました。

この度、より安心して小規模保育事業の施設を利用していただくために、優先選考の取り扱いを、以下の様に改善しました。



【改善後の優先選考の取り扱い】

4月入所申請において、3歳満了退所後に別の認可保育施設での保育を希望する場合、他の申請者に先んじて優先的に入所調整を実施することで、**希望する施設のいずれかに入所できるよう調整します。**

※ただし、施設の空き状況等により必ずしも第一希望の施設に入所できない可能性があるため、**なるべく多くの希望施設を挙げるようお願いします。**



※「事業所内保育施設」や「分園」などの満3歳を迎えた年度末で卒園となる施設も、この優先選考の取り扱い対象となります。

※「幼稚園」への入園は、この制度の対象外です。



優先選考の取り扱いの詳細

① 4月から「認可保育施設（公立・私立問わず）」への入所を希望する場合

※対象児童は、4月入所の申し込みの時点で小規模保育事業等に在所し、かつ翌年の3月31日に3歳満了で当施設を卒園予定の児童です。



・まず、10月頃に小規模保育事業等を通して、翌年4月入所の申請をします。

※上記の申請をしていただければ、この後に11月から受付開始となる通常の翌年4月入所の申請は不要です。

※施設の空き状況等により必ずしも第一希望の施設に入所できない可能性があるため、申請の際は**なるべく多くの希望施設を挙げてもらうようお願いします。**

・受付後は、**他の申請児童より先に小規模保育事業等を3歳卒園予定の児童だけを優先的に入所調整を実施して、希望する施設のいずれかに入所できるよう調整します。**

※この調整の後に、残った空き枠の中で他の申請児童の入所調整を実施します。

・なお、入所調整結果については、他の児童と同じ時期（翌年2月上旬頃）に一斉に通知します。

③ 4月から「幼稚園」への入園を希望する場合



・幼稚園入園については、各幼稚園に直接お問い合わせください。

このチラシに関する問い合わせ
郡山市 こども部 保育課
電話：024-924-3541